

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年11月6日（平成30年（行個）諮問第199号）

答申日：令和2年3月23日（令和元年度（行個）答申第162号）

事件名：本人に対する療養補償給付等の不支給決定に係る調査復命書等の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「決定年月日 平成30年特定日の不支給決定通知 特定番号に関わる、申請者 特定市 特定個人の診断書及び関係書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月28日付け滋労発基0528第1号により滋賀労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 開示された診断書及び関係書類には相当多数の不開示部分があるが、どの部分を法14条何号該当として不開示にしたのかが個別に特定されていないので、不開示の理由を明らかにしたことになっていない。

イ 不開示部分を個別に検討するに、法14条各号に該当しない。

（中略）特に、労働基準監督署（以下「監督署」という。）が患者である審査請求人の申述に対応して調査結果を記載した部分、診察・治療にかかわった主治医等に照会した回答等を踏まえて監督署が調査結果を記載した部分、また、審査請求人にかかる特定疾病等の傷病につき主治医等に照会して得られた意見中「診断根拠」「治療経過」等を回答した部分は、患者（審査請求人）が自ら主治医等に照会し、回答を得られるべき患者の自己情報ともいうべき情報（実質的に患者が開示を受けられるカルテ記載と同質の情報）であり、これを不開示と

されることは承服できない。これらの不開示部分は、本件開示決定通知書記載の理由によれば、法14条1号、2号又は7号柱書きに該当するようであるが、本件開示請求に対しては、不開示の理由とすることはできないと考える。

本件開示請求は、審査請求人が特定疾病を発症したと同人自身が自認した上で、その経緯・因果関係・心理的負荷の程度を精査して労災該当の有無を検討するための開示請求であって、開示されるべき情報はそのための重要な情報である。このような開示請求の目的からしても不開示理由は承服できない。

敷衍すれば、審査請求人である患者がカルテ等の情報を請求できる制度に鑑みて、法14条1号を理由とすることは、本件にあっては（審査請求人が特定疾病を自認しているから更に）「生命、健康、生活又は財産を害する情報」にあたるとはいえず、失当である。

法14条2号該当性についても、監督署が認定した調査結果や主治医等の判断根拠等の見解は、同条2号ただし書イに該当するというべきである。

さらに、法14条7号柱書き該当性についても、「開示することにより、（中略）当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは言えない。むしろ、労災給付の不支給に対して審査請求制度が採用されている趣旨に鑑みれば、不支給の決定がどのような根拠・理由をもって適正になされたかを透明性をもって審査請求人に示すためにも、開示すべき情報である。

（別紙 略）

## （2）意見書

諮問庁から提出された理由説明書（下記第3の3）に対して意見を述べる。

ア 本件審査請求の経緯に争いはないものの、諮問庁が不開示を維持するとしている情報について、不開示は妥当ではない。そこで、諮問庁が理由説明書及び同別表により、不開示を維持する部分についての法14条各号該当性を主張している部分につき、反論を述べる。

イ 具体的には、諮問庁が不開示を維持するとしている部分全てにつき諮問庁の主張する法14条各号の「該当性を争う」ほか、文書26（診療録等4）については、「審査請求人は事故の病状を診断書により、又はカルテ等の開示請求により診療録等の内容を知り得る立場であり、同条1号に該当するとはいえない。他の号の該当性についても「おそれ」の拡大解釈であり、不当である。」

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年3月23日付け（同月28日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はその取消しを求めて、平成30年8月6日付け（同月8日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

## 3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について  
(略)

- (2) 不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報のうち、別表の3欄に掲げる部分の不開示情報該当性は、以下のとおりである。

### ア 法14条1号の不開示情報

文書番号26の不開示部分は、審査請求人の診療内容に関する情報等であり、開示することにより審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、法14条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### イ 法14条2号の不開示情報

(ア) 文書番号1①、2①、3①、5①、9①、13、15①、17、18、19①、20①、21①、22①、30、42①、43ないし48、52①、53①、55①、56、60①、61①、63、64①、65①、67①及び68①の不開示部分は、審査請求人以外の住所、氏名など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号1②、2②、15②、19②、20②、21②、22②、32、40、42②、52②、60②、61②、64②、65②、66及び68②の不開示部分は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、その権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 文書番号5②, 9②, 11, 28, 53②, 55②, 61③, 64③, 67②及び68③の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号1③, 2③, 3②, 26, 32, 40, 49, 58及び59の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしている内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(注) 上記の下線部については、諮問庁に確認の上、当審査会事務局において訂正した。

エ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 文書番号1②, 2②, 15②, 19②, 20②, 21②, 22②, 42②, 52②, 60②, 61②, 64②, 65②, 66及び68②の不開示部分は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。(中略) これらの情報を開示すると、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号3②, 26, 32, 40, 49及び59の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしている内部情報である。(中略) これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、これを開

示すると、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の3欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年12月7日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和2年2月10日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月19日 審議
- ⑦ 同年3月18日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号68の各文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条1号、2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分（別表の3欄に掲げる部分）については、なお不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

###### ア 文書番号1②、2②及び20②について

当該部分は、特定監督署の依頼に基づき医師が提出した意見書の内容であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当

するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 文書番号3②、49及び59について

当該部分は、特定監督署の依頼により特定医療機関から提出された審査請求人についての診断書等及びその資料件名であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認し得る情報であり、審査請求人が知り得る情報と認められる。このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 文書番号17、20①、22①、30、44、45、53①、55①、63、64①、65①、67①及び68①について

当該部分は、審査請求人以外の個人の氏名、署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### エ 文書番号26について

当該部分は、審査請求人の診療録等であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報と認められる。これらは、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報とは認められず、また、これを開示しても、特定医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条1号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 文書番号40について

当該部分は、審査請求人の主治医から転院先の医療機関に対し送付された審査請求人に係る診療情報の報告内容であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するが、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、これを開示しても、特定医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 文書番号58について

当該部分には、審査請求人が勤務していた特定事業場に関する内部情報が記載されているが、原処分において開示されている情報から推認し得る情報であり、審査請求人が知り得る情報と認められる。このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

キ 文書番号61②及び66について

当該部分は、審査請求人の主治医が共済組合の求めに応じて提出した審査請求人の傷病についての回答書であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するが、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の4欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 文書番号1①及び2①は、「事業場以外における当該労働者との相関図」欄に記載された関係者の氏名、生年月日及び審査請求人との関係性であり、かつ、被聴取者には○印が記載されている。

関係者の氏名，生年月日及び審査請求人との関係性並びに被聴取者であることを示す○印の有無は，一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また，当該部分は一体として個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号3①，5①，9①，13（作業者名欄部分），15①，43（4頁部分），52①，61①（17頁部分），63（17頁部分）及び64①（99頁及び115頁部分）は，聴取書及び事業場提出資料等に記載された審査請求人以外の個人の氏名，職業，電話番号，メールアドレス，住所，生年月日，署名，印影及び本人確認書類の記載内容である。これらは，それぞれ法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また，当該部分は，氏名等個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書番号13（上記（イ）を除く。）は，労働時間個人明細及び賃金台帳に記載された審査請求人以外の第三者の氏名，ID番号，労働時間，時給単価及び賃金額である。これらは，行ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に，法15条2項による部分開示について検討すると，当該部分のうち，氏名等個人識別部分については部分開示の余地はなく，その余の部分である労働時間，時給単価及び賃金額に関する情報は，通常他人に知られたくない情報であり，これを開示すると，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから，部分開示できない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(エ) 文書番号18，19①，21①，22①，42①，43（上記（イ）を除く。），46，61①（上記（イ）を除く。），63（上記

(イ)を除く。), 64①(上記(イ)を除く。), 67①及び68①は, 審査請求人以外の個人の署名及び印影であり, 法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については, 当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても, 署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため, 法14条2号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当する事情は認められない。

また, 当該部分は, 個人識別部分であることから, 法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

(オ)文書番号47, 48, 56及び60①は, 滋賀労働局の地方労災医員の署名及び印影であり, 法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は, 「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し, 特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き, 開示することとされているが, 署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから, 法14条2号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また, 当該部分は, 個人識別部分であることから, 法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア)文書番号1③, 2③及び58は, 一般に公にされていない特定事業場の内部情報であり, 審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。また, これを開示すると, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法14条3号イに該当し, 不開示とすることが妥当である。

(イ)文書番号5②, 9②, 11, 28, 53②, 55②, 61③, 64③, 67②及び68③は, 特定医療機関並びに特定事業場及びその代表者の印影である。当該印影は, 書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり, かつ, これにふさわしい形状のもの

であると認められることから、これを開示すると、当該組織の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 文書番号1②及び2②のうち、特定監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の第三者の職氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号1②(上記(ア)を除く。)、2②(上記(ア)を除く。)、15②、19②、20②、21②、22②、42②、52②、60②、61②、64②、65②及び68②(124頁を除く。)は、特定監督署の担当官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び監督署の求めに応じて提出された医師の意見である。

これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書番号68②(124頁部分)は、診療録等に記載された審査請求人以外の個人の職氏名及び審査請求人以外の個人から聴取した内容であり、一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分のうち、氏名等個人識別部分については部分開示の余地はなく、その余の部分については、これを開示すると、審査請求人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから、

部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条1号、3号イ及び7号柱書き該当性について

文書番号26は、審査請求人の診療録等であるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、当該診療録等を提出した医療機関から、「(審査請求人である)患者との治療関係に多大なる影響を及ぼす可能性が高い」ため、「特定診療科外来診療録全て(診断書等含む)」が開示されることについて支障がある旨の意見書が提出されているとのことである。

そこで、当審査会において、諮問庁から当該意見書の提示を受けて確認したところ、諮問庁の説明のとおり記載されていることが確認された。

一方、審査請求人は、意見書に添付した別表において、審査請求人は、自己の病状を診断書により、またはカルテ等の開示請求により診療録等の内容を知り得る立場にある旨主張するにとどまっておき、当該部分の記載内容も考慮すると、当該部分を開示することにより、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある旨の諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は、法14条1号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

文書番号59は、特定医療機関の医師が作成した審査請求人に係る診断書であるが、上記エにおいて不開示とすることが妥当であるとしている情報と同様の内容と認められる。このため、これを開示すると、このことを知った特定医療機関だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 文書番号40の3頁部分は、審査請求人以外の個人の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が

知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号32及び文書番号40(上記(ア)を除く。)は、審査請求人の診療録等に記載された情報であるが、医師を始めとする関係者による協議の内容が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。また、これを開示すると、このことを知った特定医療機関だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))において、原処分理由の提示に不備がある旨主張しているが、原処分においては、不開示部分についてその理由を確認し得る程度に理由が示されているものと認められ、理由の提示について、原処分を取り消すべき瑕疵があるとまでは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、滋賀労働者災害補償保険審査官に対し労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、同審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされたとのことであり、また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられたいわゆる事件プリントが送付されているとのことである。

本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書及び事件プリント

の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条1号、2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

## 別表

1 文書 番号	2 対象文 書名	3 諮問庁が不開示を維持するとしてい る部分				4 左記3のう ち開示すべき部 分	
		不開示部分	法14条各号該 当性				
			1 号	2 号	3 号 イ		7 号 柱 書き
1	特定疾病の 業務起因性 判断のため の調査復命 書	① 26頁不開示部分		○			
		② 5頁, 6頁, 8頁 ないし10頁, 12頁 ないし15頁, 21頁 及び23頁不開示部分		○		○	14頁左から2 つ目枠内10行 目ないし13行 目
		③ 1頁労働者数不開 示部分			○		
2	医学意見を 求めるにあ たっての調 査復命書	① 26頁不開示部分		○			
		② 7頁, 8頁, 10 頁ないし12頁, 14 頁ないし17頁, 23 頁及び41頁不開示部 分		○		○	16頁左から2 つ目枠内10行 目ないし13行 目
		③ 1頁労働者数不開 示部分			○		
3	資料一覧	① 1頁項番10の不开 示部分		○			
		② 1頁項番33, 2 頁2行目不開示部分			○	○	全て
4	療養補償給 付たる療養 の給付請求 書	—					
5	労働者災害 補償保険給 付請求書に おける事業 主証明につ いて	① 2頁不開示部分		○			
		② 1頁事業場印影			○		
6	戸籍謄本等	—					
7	申立書	—					
8	被保険者総 合照会	—					

9	業務内容等 についての 報告書	① 10頁不開示部分		○			
		② 8頁事業主印影			○		
10	就業規則	—					
11	健康診断結 果報告書	1頁ないし3頁印影			○		
12	会社案内	—					
13	貸金台帳等	不開示部分全て		○			
14	聴取書1	—					
15	聴取書2	① 1頁住所，職業， 氏名，生年月日の数字 部分，4頁12行目署 名及び印影，5頁及び 6頁不開示部分		○			
		② 1頁9行目ないし 4頁11行目不開示部 分（項番を除く。）		○		○	
16	受診歴等	—					
17	書類発送の ご案内	不開示部分		○			全て
18	意見書1	1頁医師署名及び印影		○			
19	意見書2	① 1頁医師署名及び 印影		○			
		② 1頁「依頼事項に かかる意見（検査成績 等）」欄不開示部分，3 頁不開示部分		○		○	
20	意見書3	① 1頁医師署名及び 印影		○			全て
		② 1頁「依頼事項に かかる意見（検査成績 等）」欄不開示部分，3 頁不開示部分		○		○	1頁「依頼事項 にかかる意見（ 検査成績等）」欄 11行目ないし 13行目，3頁 9行目ないし1 2行目
21	意見書4	① 1頁医師署名及び 印影		○			
		② 3頁，4頁，6頁 及び7頁不開示部分		○		○	
22	意見書5	① 1頁医師氏名及び 印影		○			医師氏名
		② 3頁ないし5頁不		○		○	

		開示部分					
2 3	診療録等 1	—					
2 4	診療録等 2	—					
2 5	診療録等 3	—					
2 6	診療録等 4	不開示部分全て	○		○	○	3 頁ないし 3 3 頁
2 7	診療録等 5	—					
2 8	休業補償給付支給請求書等	1 頁, 7 頁, 8 頁, 1 1 頁及び 1 2 頁事業場印影			○		
2 9	診療録等 6	—					
3 0	診療録等 7	1 頁印影		○			全て
3 1	看護計画等	—					
3 2	コミュニケーションシート	9 頁, 1 1 頁及び 2 4 頁ないし 2 6 頁不開示部分		○	○	○	
3 3	父親に渡した分の書類	—					
3 4	カンファレンス記録用紙等	—					
3 5	フローシート	—					
3 6	診療録等 8	—					
3 7	看護記録						
3 8	診療録等 9	—					
3 9	リハビリテーション関係資料	—					
4 0	診療録等 1 0	1 頁ないし 5 頁不開示部分		○	○	○	3 頁部分 (署名及び印影部分を除く。)
4 1	栄養管理計画書等	—					
4 2	意見書 6	① 1 頁医師印影		○			
		② 2 頁及び 3 頁不開示部分		○		○	
4 3	意見書 7	1 頁医師署名及び印影, 4 頁不開示部分		○			
4 4	意見書 8	1 頁医師署名及び印影, 2 頁印影		○			全て

45	意見書9	1頁医師署名及び印影		○			全て
46	意見書10	1頁医師署名及び印影		○			
47	意見書11	1頁地方労災医員署名及び印影		○			
48	意見書12	1頁地方労災医員署名及び印影, 2頁地方労災医員署名及び印影		○			
49	医療機関提出資料1	不開示部分全て			○	○	全て
50	関係資料	—					
51	審査請求関係資料	—					
52	給付実地調査復命書	① 1頁不開示部分, 4頁不開示部分		○			
		② 6頁及び7頁不開示部分		○		○	
53	休業補償給付支給請求書	① 1頁診療担当者署名及び印影		○			全て
		② 1頁事業場印影				○	
54	障害認定調査復命書	—					
55	障害補償給付支給請求書	① 2頁診断担当者署名及び印影		○			全て
		② 1頁事業場印影				○	
56	意見書13	1頁地方労災医員署名及び印影, 2頁地方労災医員印影		○			
57	障害の状態について	—					
58	適用情報検索帳票	1頁不開示部分全て			○		業種コード, 産業分類, 雇用保険率, 一般拠出金率及び法人番号の各欄
59	架電・机上調査復命書	1頁「調査結果」欄9行目3文字目ないし10行目, 4頁及び5頁不開示部分			○	○	1頁「調査結果」欄9行目3文字目ないし10行目
60	意見書14	① 1頁地方労災医員署名及び印影		○			
		② 3頁不開示部分		○		○	
61	診療録等11	① 10頁医師印影, 13頁医師署名及び印影		○			

		影, 17頁不開示部分, 19頁医師印影					
		② 14頁不開示部分, 19頁回答不開示部分		○		○	19頁回答不開示部分
		③ 11頁事業場印影			○		
62	診療録等12	—					
63	診療録等13	10頁及び12頁医師署名及び印影, 15頁及び16頁医師印影, 17頁不開示部分		○			15頁医師印影, 16頁医師印影のうち左から1つ目
64	診療録等14	① 52頁及び58頁医師印影, 62頁医師署名及び印影, 91頁及び96頁医師印影, 99頁不開示部分, 108頁及び110頁医師印影, 115頁5行目の数字部分		○			58頁医師印影, 62頁医師署名及び印影, 96頁, 108頁及び110頁医師印影
		② 63頁不開示部分		○		○	
		③ 59頁, 60頁, 70頁ないし77頁, 81頁, 83頁, 85頁, 102頁及び103頁事業場印影				○	
65	症状等の照会に対する 回報	① 1頁及び2頁医師署名及び印影		○			全て
		② 1頁及び2頁医師回報欄不開示部分		○		○	
66	診療録等15	74頁医師回答欄不開示部分		○		○	全て
67	診療録等16	① 17頁脊椎センター医師印影, 18頁署名及び印影		○			17頁医師印影
		② 26頁事業場印影				○	
68	診療録等17	① 9頁ないし11頁, 18頁, 23頁及び26頁医師印影		○			9頁, 10頁, 18頁, 23頁及び26頁医師印影
		② 51頁医師回報欄不開示部分, 70頁不開示部分, 71頁医師回報欄不開示部分, 1		○		○	

		04頁不開示部分, 105頁医師回報欄不開示部分, 124頁不開示部分					
		③ 12頁, 21頁, 22頁, 27頁, 28頁, 39頁, 48頁及び55頁事業場印影, 58頁医療機関印影, 64頁, 76頁, 81頁, 82頁, 89頁, 91頁, 95頁, 101頁, 109頁, 110頁, 122頁, 123頁, 131頁及び132頁事業場印影			○		

注) 理由説明書・別表の文書番号22, 47, 48及び60の下線部に誤りがあったため, 当審査会事務局において訂正した。